


所管部課	市民部保険年金課	部長	村上 敏 彰		
件 名	東大和市国民健康保険傷病手当金の支給に関する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関 係 事 項	条例 規則	東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例及び東大和市国民健康保険傷病 手当金実施要綱			
	部課 機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和2年第2回市議会定例会において、東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年条例第15号）が令和2年6月3日に議決された。同条例の改正に合わせて、事務に関する必要な事項を定めるものである。</p> <p>(1) 主な内容 ア 傷病手当金の申請について定める（第2条関係）。 イ 傷病手当金の支給決定等について定める（第3条関係）。 ウ 傷病手当金の支給の取消し、手当金の返還等について定める（第4条及び第5条関係）。 エ 条例付則第3項の規則で定める日を、令和2年9月30日とする（附則第2項関係）。</p> <p>(2) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 条例改正と整合を図る。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。